

農業委員会だより

うわじま

—第38号—
令和6年11月

禅蔵寺
津島町上畑地

『家族経営協定』調印式を行いました

令和6年5月13日(月)、宇和島市役所2階小会議室において、『宇和島市家族経営協定調印式』が行われました。

協定では、家族がやり甲斐を持って農業に取り組む、充実した生活を送ることができるよう、経営方針や役割分担、就業環境などについて様々な取決めを行いました。



おめでとうございます

調印式終了後、井上武様・伸也様（前列2名）と、立会くださった関係者のみなさんと一緒に記念撮影。

今後の農業経営について活発な情報交換もなされ、終始和やかな雰囲気の中での会合の場となりました。

これからの、井上様御家族のますますの御活躍を期待しています！

- 令和5年宇和島市農地賃借料情報、農地関係事務処理実績報告・・・1
中間管理への移行について、県外視察研修・・・2
農業者年金、その他お知らせ・・・3

目

次

□■編集・発行■□

〒798-8601宇和島市曙町1番地 宇和島市農業委員会事務局

Tel.0895-49-7036 E-mail:nogyo@city.uwajima.lg.jp

農業委員会ホームページURL <https://www.city.uwajima.ehime.jp/>



宇和島
uwajima

宇和島市農地賃借料情報

令和5年1月から令和5年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりです。

1 田（水稻）の部					額の単位：円
締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	
旧宇和島市	基盤整備地域	8,000	19,000	5,000	11
	未整備地域	—	—	—	—
旧吉田町	基盤整備地域	9,300	12,300	4,700	96
	未整備地域	—	—	—	—
旧三間町	基盤整備地域	9,400	21,500	3,500	277
	未整備地域	—	—	—	—
旧津島町	基盤整備地域	7,700	13,600	1,700	61
	未整備地域	7,400	10,800	3,600	49
(参考) 宇和島市平均		8,900			494

2 畑（樹園地・柑橘）の部				
締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ
旧宇和島市全域	6,900	10,000	1,200	62
旧吉田町全域	9,200	39,300	1,300	280
旧三間町全域	9,500	10,000	7,800	4
旧津島町全域	10,300	10,300	10,300	1
(参考) 宇和島市平均		8,800		347

3 畑（普通畑）の部				
締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ
旧宇和島市全域	5,000	5,000	5,000	3
旧吉田町全域	—	—	—	—
旧三間町全域	8,700	11,400	2,300	19
旧津島町全域	5,000	5,000	5,000	1
(参考) 宇和島市平均		8,100		23

- ※1 データは集計に用いた筆数である。
- ※2 賃借料を物納支給（玄米）としている場合は、60kg当たり10,300円に換算している。
- ※3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としている。
- ※4 宇和島市平均は、各区分の平均値をデータ数により加重平均した値である。

令和5年度農地関係事務処理実績報告

(1)農地法第3条許可申請

区分	筆数（筆）			面積（a）※1		
	田	畑	樹園地	田	畑	樹園地
所有権移転	69	156	92	502	627	604
賃借権設定	6	19	200	34	323	1,820
合計	75	175	292	536	950	2,424

※1 小数点以下四捨五入
1 a = 100㎡

(2)農業経営基盤強化促進法による権利の設定または移転

区分	筆数（筆）			面積（a）※1		
	田	畑	樹園地	田	畑	樹園地
所有権移転	3	0	29	33	0	164
賃借権設定	455	36	398	5,489	446	2,616
合計	458	36	427	5,522	446	2,780

(3)農地法第4条許可申請

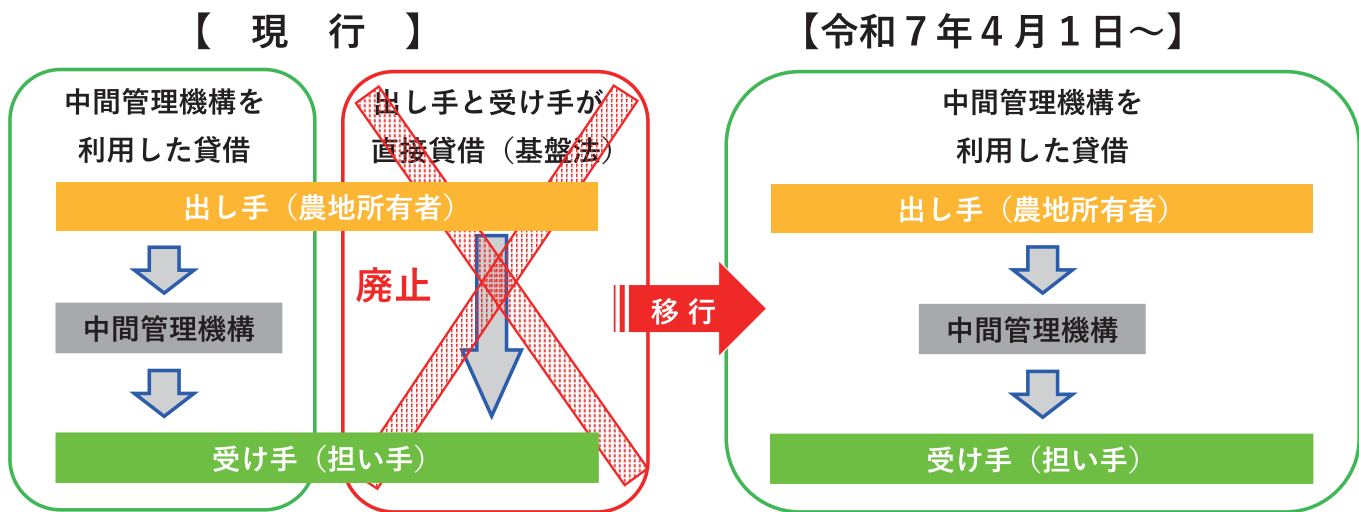
区分	件数（件）	面積（a）※1
住宅	6	25
駐車場	1	3
農業用倉庫	1	8
資材置場	1	4
その他	3	9
合計	12	49

(4)農地法第5条許可申請

区分	件数（件）	面積（a）※1
住宅	12	50
太陽光発電用地	3	28
農業用倉庫	0	0
駐車場	8	59
資材置場	2	32
工場用地	0	0
その他	7	87
合計	32	256

重要! 農地の権利移動制度が大きく変わります
 令和7年4月1日から「農地の貸借」には
 中間管理機構の利用が必要となります！

令和7年4月1日から、「農業経営基盤強化促進法」の改正により、「公益財団法人えひめ農林漁業振興機構（いわゆる中間管理機構）」を利用した貸借に変更されるため、農地の出し手と受け手の直接貸借はできなくなります。この制度は、農地の「出し手」と「受け手」の間に「中間管理機構」をはさむこととなるため、これまでより手続きにかかる期間を要します。



- ◎現在の出し手と受け手の直接の貸借は、契約期間満了まで有効です。それ以降は、中間管理機構を利用した貸借になります。
- ◎農地法第3条に基づく貸借は継続します。
- ◎未相続の農地を貸借したい場合は、早めに農業委員会事務局（0895-49-7036）まで御相談ください。

県外視察修報告
 令和6年7月3日～5日、姉妹都市である北海道当別町・札幌市へ視察研修へ行ってきました。13名の農業委員・農地利用最適化推進委員、農林水産振興統括官、事務局から2名同行し、雄大な北海道の農地や花卉共選場の視察等を行いました。



【北海道当別町について】
 北海道当別町の町名の由来は、アイヌ語の「トウベツ」（沼から来る川の意）から出たものだそうです。
 農地面積8,520ha（R4年度）の広大な農地で、アスパラガス、かぼちゃ、スイートコーン等が生育されています。また、北海道有数の花卉生産地でもあり、「ユリ」は北海道一の生産量を誇り、「かすみ草」や「カーネーション」の栽培も盛んに行われています。

◎当別町農業委員会秋吉会長、青山会長職務代理者と一緒に笑顔で記念撮影 ◎親睦が深まり、有意義な研修となりました。

知って得する農業者年金

農業者の方は、国民年金に上乗せの公的年金「農業者年金」で、安心して豊かな老後を！

農業者年金の特徴

1. 農業者年金の加入資格

- ・年間60日以上農業に従事する方
- ・国民年金第1号保険者
(保険料納付免除者を除く)
- ・20歳以上60歳未満の方

2. 年金の種類

- ・農業者年金に加入する場合、2つの種類があります。
- ・通常加入・・・国庫補助無
- ・政策支援加入・・・国庫補助有
※政策支援には加入要件があります。

3. 加入と脱退

- ・加入と脱退は任意です。
- ・脱退された方も、加入要件を満たせばいつでも再加入できます。

4. 国民年金付加年金への加入

- ・国民年金に加え、月額400円の付加保険料の納付が必要となります。

農業者年金のメリット

〈メリット1〉

- ・「積立方式・確定拠出型」で少子高齢化に強い年金です。

〈メリット2〉

- ・保険料は月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から、6万7千円の間で、千円単位で自由に選べます。

〈メリット3〉

- ・納付した保険料は全額、社会保険料控除の対象となり、税制面での優遇措置が大きいです。

〈メリット4〉

- ・一定の要件を満たす農業者には、保険料の国庫補助があります。

〈メリット5〉

- ・80歳前に亡くなった場合は一時金を遺族へ支給します（終身年金）。

お問合せ先

宇和島市農業委員会事務局 (Tel: 0895-49-7036)

農業者年金基金専門相談員 (Tel: 03-3502-3199)

(独) 農業者年金基金HP



全国農業新聞の5つの特徴

- ① 充実した農政解説とコンパクトなニュース
- ② 「担い手」の経営改善に役立つ情報の発信
- ③ 地域作りのヒント・事例も盛りだくさん！
- ④ 食や健康など暮らしに関する話題が豊富
- ⑤ 1ヶ月700円と購読料負担が少ない！

購読、見本紙のお申込み、お問合せは
『宇和島市農業委員会事務局』まで
Tel: 0895-49-7036



購読料

1ヶ月

700円

1年間

8,400円

(税込)